



# 茨城県報

第 1 3 2 6 号

平成13年12月27日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 青少年に有益な興行の推奨（女性青少年課）…………… 1
- 医療機関の指定，廃止，休止及び変更（厚生指導課）…………… 2
- 指定居宅サービス事業者の指定（高齢福祉課）…………… 4
- 保安林の指定の解除（林業課）…………… 4
- 茨城県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（漁政課）…………… 4
- 定款変更の認可（農村計画課）…………… 6
- 道路の区域の変更（5件）（道路維持課）…………… 6
- 道路の供用の開始（3件）（道路維持課）…………… 8
- 土地改良区役員の住所の変更（土地改良事務所）…………… 9
- 土地改良区役員の就退任（3件）（土地改良事務所）…………… 9
- 土地改良区役員の就任（土地改良事務所）…………… 14
- 土地改良区役員の退任（土地改良事務所）…………… 14

### 公 告

- 平成13年度茨城県農業管理指導士養成研修及び認定試験の実施（農産課）…………… 14
- 常陸那珂港港湾計画の変更の概要（港湾課）…………… 22

## 告 示

### 茨城県告示第1386号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第7条の規定に基づき，青少年に有益な興行として次のものを推奨する。

平成13年12月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角 田 芳 夫

|   |         |          |
|---|---------|----------|
| 1 | 推 奨 番 号 | 6        |
| 2 | 種 類     | 映画       |
| 3 | 題 名     | シュレック    |
| 4 | 製 作     | ドリームワークス |

|             |  |
|-------------|--|
| 5 配 給 会 社   | U I P  |
| 6 推 奨 年 月 日 | 平成13年12月27日  |
| 7 推 奨 理 由   | 人々に恐れられているが実は心やさしい怪物「シュレック」がおしゃべりなロバ「ドンキー」と協力してお城に閉じ込められているフィオナ姫を救い出すというシンプルな物語の中に、美しさは外見ではなく内面にあるということや、ありのままの自分を受け入れるすばらしさなどを語りかけている作品であり、心の成長期にある青少年の豊かな人間性の啓発に役立つ有益な映画である。 |

茨城県告示第1387号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による医療機関について、次のとおり指定、廃止休止及び変更した。

平成13年12月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角 田 芳 夫

| コ ー ド<br>名 称                | 所 在 地                       | 診 療 科 目 等          | 開 設 者            | 指 定 等<br>年 月 日  | 区 分 |
|-----------------------------|-----------------------------|--------------------|------------------|-----------------|-----|
| 0132122<br>のぐち歯科医院          | 水戸市城南2-5-45                 | 歯                  | 野 口 知 彦          | 平成13年<br>09月30日 | 廃止  |
| 0141303<br>せんば薬局トップ店        | 水戸市千波町2474                  | 調剤                 | 細 谷 勝 志          | 平成13年<br>09月30日 | 廃止  |
| 0340517<br>すみれ調剤薬局          | 土浦市神立中央5-4-16               | 調剤                 | ウシオ商事株式<br>会社    | 平成13年<br>09月30日 | 廃止  |
| 1440274<br>大高薬局             | 高萩市大和町2-98                  | 調剤                 | 大 高 達 也          | 平成13年<br>10月31日 | 廃止  |
| 2110518<br>山口内科クリニック        | ひたちなか市東石川3379-156           | 内・小                | 山 口 明 良          | 平成13年<br>09月30日 | 廃止  |
| 3730542<br>鈴木歯科医院           | 潮来市牛堀134                    | 歯                  | 鈴 木 健 也          | 平成13年<br>09月30日 | 廃止  |
| 3810702<br>ゆはらクリニック         | 稲敷郡桜川村古渡39-1                | 内・小・消・皮            | 湯 原 恭 子          | 平成13年<br>09月30日 | 廃止  |
| 4420329<br>北守谷クリニック         | 北相馬郡守谷町御所ヶ丘<br>4-10-2       | 内・小                | 長 船 宝 積          | 平成13年<br>09月30日 | 廃止  |
| 4430084<br>古谷歯科医院           | 北相馬郡守谷町守谷甲2225              | 歯                  | 古 谷 尚 武          | 平成13年<br>09月30日 | 廃止  |
| 1830013<br>真中歯科医院           | 岩井市岩井4657-1                 | 歯科                 | 真 中 等            | 平成13年<br>11月01日 | 休止  |
| 3840018<br>鈴木白牡丹薬局          | 稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲<br>2684       | 調剤                 | 鈴 木 喜 一 郎        | 平成13年<br>10月08日 | 廃止  |
| 4410544<br>守谷整形外科           | 北相馬郡守谷町大字守谷字大<br>日甲2050-100 | 整形外科 理学療法<br>科 X線科 | 金 仁 洙            | 平成13年<br>09月17日 | 廃止  |
| 2031264<br>つるみ矯正歯科          | つくば市二の宮1-14-41              | 歯科                 | 鶴 見 淳 子          | 平成13年<br>10月01日 | 指定  |
| 0133047<br>医療法人 のぐち歯科医<br>院 | 水戸市城南2-5-45                 | 歯科                 | 医療法人 のぐ<br>ち歯科医院 | 平成13年<br>10月01日 | 指定  |
| 3810827<br>尾塔眼科医院           | 稲敷郡阿見町荒川本郷2427              | 眼科                 | 尾 塔 扇 子          | 平成13年<br>10月01日 | 指定  |

| コ ー ド<br>名 称                        | 所 在 地                  | 診 療 科 目 等                   | 開 設 者                     | 指 定 等<br>年 月 日  | 区 分 |
|-------------------------------------|------------------------|-----------------------------|---------------------------|-----------------|-----|
| 0211466<br>西野医院                     | 日立市留町字表1166-1          | 内科 外科 整形外科<br>小児科           | 西野弘美                      | 平成13年<br>09月01日 | 指定  |
| 2111060<br>あやべ内科医院                  | ひたちなか市西大島2-12-14       | 内科 リウマチ科<br>アレルギー科 小児科      | 綾邊健彦                      | 平成13年<br>10月01日 | 指定  |
| 3131113<br>光林堂歯科医院                  | 東茨城郡小川町幡谷406-3         | 歯科 小児歯科 歯科<br>口腔外科          | 吉岡正行                      | 平成13年<br>10月01日 | 指定  |
| 699<br>古内接骨・整骨院                     | 那珂郡美和村大字小田野77-4        | 柔道整復                        | 古内裕人                      | 平成13年<br>09月18日 | 指定  |
| 700<br>つねずみ接骨院                      | 水戸市栗崎町1561-1           | 柔道整復                        | 長野靖志                      | 平成13年<br>09月18日 | 指定  |
| 701<br>三浦接骨院                        | 稲敷郡阿見町阿見1864-2         | 柔道整復                        | 三浦雄一郎                     | 平成13年<br>09月18日 | 指定  |
| 0142202<br>有限会社 小坂薬品                | 水戸市千波町425-2            | 調剤                          | 有限会社 小坂<br>薬品             | 平成13年<br>11月01日 | 指定  |
| 3331051<br>あくつ歯科医院                  | 那珂郡那珂町菅谷3750-1         | 歯科 小児歯科 矯正<br>歯科 歯科口腔外科     | 坏宏唯                       | 平成13年<br>11月01日 | 指定  |
| 0830683<br>ノエル歯科医院                  | 龍ヶ崎市根町3635             | 歯科 小児歯科                     | 塩谷公貴                      | 平成13年<br>11月01日 | 指定  |
| 0142194<br>コスモ調剤薬局 柵町店              | 水戸市柵町3-2-60            | 調剤                          | 有限会社 アイ<br>ル              | 平成13年<br>11月01日 | 指定  |
| 4030835<br>おおいわ歯科医院                 | 筑波郡谷和原村西丸山159-1        | 小児歯科 矯正歯科                   | 大岩真                       | 平成13年<br>11月01日 | 指定  |
| 3810835<br>医療法人 青葉会 ゆは<br>らクリニック    | 稲敷郡桜川村古渡39-1           | 内科 消化器科 小<br>児科 皮膚科         | 医療法人 青葉<br>会 ゆはらクリ<br>ニック | 平成13年<br>10月01日 | 指定  |
| 2011625<br>渋谷クリニック                  | つくば市大字金田字前田<br>2029-1  | 内科 消化器科 外<br>科 整形外科 肛門<br>科 | 渋谷進                       | 平成13年<br>11月01日 | 指定  |
| 0140339<br>せんば薬局                    | 水戸市千波町2379-1           | 調剤                          | 細谷勝志                      | 平成13年<br>10月12日 | 指定  |
| 2330203<br>鈴木歯科医院                   | 潮来市牛堀133-4             | 歯科                          | 医療法人社団<br>健友会             | 平成13年<br>10月01日 | 指定  |
| 0190131<br>水戸市医師会訪問看護ス<br>テーションあかつか | 水戸市赤塚1-1               | 訪問看護                        | 水戸市医師会                    | 平成13年<br>10月16日 | 指定  |
| 4410569<br>医療法人社団 慶南会<br>守谷整形外科     | 北相馬郡守谷町守谷甲<br>2050-100 | 整形外科 理学療法<br>科 放射線科         | 医療法人社団<br>慶南会             | 平成13年<br>09月18日 | 指定  |
| 0811190<br>医療法人社団巨洋会湊整<br>形外科・内科    | ひたちなか市釈迦町13-8          | 整・外・内・理                     | 医療法人社団<br>巨洋会             | 平成13年<br>09月01日 | 変更  |
| 3840562<br>鈴木白牡丹薬局                  | 稲敷郡江戸崎町江戸崎甲2698        | 調剤                          | 鈴木喜一郎                     | 平成13年<br>10月09日 | 指定  |
| 0340954<br>すみれ調剤薬局                  | 土浦市神立中央5-4-16          | 調剤                          | 株式会社アルフ<br>ァーム            | 平成13年<br>10月01日 | 指定  |
| 703<br>池内接骨院                        | ひたちなか市湊中央2-7           | 柔道整復                        | 池内貴憲                      | 平成13年<br>10月24日 | 指定  |
| 2111078<br>山口内科クリニック                | ひたちなか市東石川3379-13       | 内科 小児科 胃腸<br>循環器 呼吸器科       | 山口明良                      | 平成13年<br>10月01日 | 指定  |
| 3140567<br>今川薬局 小川店                 | 東茨城郡小川町中延644-2         | 調剤                          | 今川薬品株式会<br>社              | 平成13年<br>11月01日 | 指定  |

| コード<br>名称         | 所在地                   | 診療科目等 | 開設者             | 指定等<br>年月日      | 区分 |
|-------------------|-----------------------|-------|-----------------|-----------------|----|
| 3240417<br>みつばち薬局 | 西茨城郡友部町旭町字旭台<br>107-4 | 調剤    | 株式会社 立田<br>調剤薬局 | 平成13年<br>11月01日 | 指定 |

茨城県告示第1388号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条の規定に基づき、下記のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成13年12月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角 田 芳 夫

| 事業者の名称              | 事業所の名称     | 事業所の所在地              | サービスの<br>種類等 | 指 定<br>年月日      |
|---------------------|------------|----------------------|--------------|-----------------|
| 有限会社 あおぞら<br>介護サービス | あおぞら介護サービス | 茨城県東茨城郡茨城町小幡60番<br>地 | 居宅介護支<br>援   | 平成13年<br>12月17日 |

茨城県告示第1389号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年12月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角 田 芳 夫

- 1 解除する保安林の所在場所  
鹿嶋市大字大小志崎字砂子698の1，698の3
- 2 指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の削減

茨城県告示第1390号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項の規定に基づく「茨城県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」を平成14年1月1日から変更するので、同法第4条第5項の規定により公表する。

平成13年12月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角 田 芳 夫

茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
  - (1) 茨城県は、海面漁業・水産加工業とも盛んであり、特に沿岸域においては水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、県土の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
  - (2) 本県水域は、寒暖両流が交錯していることから多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば漁業経営の安定確保や県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となる恐れがある。

- (3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体とした保存管理が図られるようになってきているが、更に、多くの海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について適切な管理措置を講じることとする。
- (4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実行措置を講じるため、他県入漁船を含め第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) 漁獲可能量について本県に定められた数量の管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的なデータ又は知見が必要である。このため、当該データの蓄積及び知見の進展を図るため、県水産試験場を中心に国又は関係県と連携の下、資源調査体制の拡充強化を行い、さらに、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- (6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き、資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等による漁業者等の自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

## 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の管理の対象となる期間及び知事管理量は以下のとおりである。

### 【まあじ】

1月～12月 若干

### 【まさば及びごまさば】

1月～12月 若干

### 【ずわいがに】

7月～翌年6月 若干

## 3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

### 【まあじ】

定置漁業、小型定置漁業、雑魚小型定置漁業及び小型機船底びき網漁業のうち、その他の小型機船底びき網漁業（地方名称板びき網漁業）については、現状の漁獲努力量が増加することがないよう、免許統数等については原則現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

### 【まさば及びごまさば】

定置漁業、小型定置漁業及び雑魚小型定置漁業については、現状の漁獲努力量が増加することがないよう、免許統数等については原則現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

### 【ずわいがに】

小型機船底びき網漁業のうち、その他の小型機船底びき網漁業（地方名称板びき網漁業）については、甲幅、

採捕期間等の従来の規制に加えて、現状の漁獲努力量が増加することがないように努めるものとする。この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

#### 4 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、特定海洋生物資源のみならず、地域の主要な資源に関する調査・研究の充実強化を更に進め、将来の資源指定による保存及び管理に備えることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めることとする。

#### 茨城県告示第1391号

平成13年10月30日付けで、那珂中部土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良療法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成13年12月19日認可した。

平成13年12月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角 田 芳 夫

#### 茨城県告示第1392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年12月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角 田 芳 夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下関河内小生瀬線
- 3 道路の区域

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長        | 摘 要   |
|-----------------------------|------|-----------------|------------|-------|
| 久慈郡大子町大字高柴字杭下<br>1329番1地先から | 旧    | メートル<br>最大 16.9 | メートル<br>45 |       |
|                             |      | 最小 12.7         |            |       |
| 久慈郡大子町大字高柴字杭下<br>1393番1地先まで | 新    | 最大 24.0         | 45         | 迂回路設置 |
|                             |      | 最小 12.7         |            |       |

#### 茨城県告示第1393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年12月27日

茨城県知事職務代理者

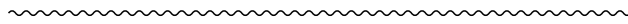
茨城県副知事 角 田 芳 夫

- 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 349号

3 道路の区域

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                      | 延 長                | 摘 要 |
|---|------|----------------------------|--------------------|-----|
| 久慈郡里美村大字小中61番3地先から<br>久慈郡里美村大字小妻622番2地先まで | 旧    | メートル<br>最大 35.0<br>最小 10.5 | メートル<br>258        |     |
|   |      | 新                          | 最大 37.0<br>最小 17.0 | 258 |



茨城県告示第1394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年12月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角 田 芳 夫

1 道路の種類 県道

2 路線名 北茨城大子線

3 道路の区域

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長                | 摘 要 |
|---|------|---------------------------|--------------------|-----|
| 久慈郡里美村大字小中54番地先から<br>久慈郡里美村大字小中31番1地先まで | 旧    | メートル<br>最大 22.0<br>最小 7.0 | メートル<br>68         |     |
|   |      | 新                         | 最大 33.0<br>最小 10.0 | 68  |



茨城県告示第1395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年12月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角 田 芳 夫

1 道路の種類 県道

2 路線名 立崎羽根野線

## 3 道路の区域

| 区 間  | 旧新の別  | 敷地の幅員              | 延 長         | 摘 要  |
|--|-------|--------------------|-------------|------|
| 龍ヶ崎市北方町字根通り364番1地先から<br>龍ヶ崎市北方町字西台1538番1地先まで | 旧 (A) | メートル<br>最大 14.0    | メートル<br>690 |      |
| 龍ヶ崎市北方町字一区2109番1地先から<br>龍ヶ崎市北方町字西台1538番1地先まで |       | 最小 5.0             |             |      |
| 龍ヶ崎市北方町字一区2109番1地先から<br>龍ヶ崎市北方町字西台1538番1地先まで | 新 (B) | 最大 39.0            | 627         |      |
| 龍ヶ崎市北方町字西台1538番1地先まで                         |       | 最小 14.5            |             |      |
| 龍ヶ崎市北方町字一区2109番1地先から<br>龍ヶ崎市北方町字西台1538番1地先まで | 新 (B) | 最大 39.0<br>最小 14.5 | 627         | 旧道移管 |

## 茨城県告示第1396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年12月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角 田 芳 夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手豊岡線
- 3 道路の区域

| 区 間  | 旧新の別      | 敷地の幅員           | 延 長           | 摘 要           |
|--|-----------|-----------------|---------------|---------------|
| 水海道市大字坂手町字籠場<br>2873番2地先から<br>水海道市大字豊岡町丙3843番2地先まで | 旧 (A)     | メートル<br>最大 26.0 | メートル<br>1,212 |               |
| 水海道市大字豊岡町丙329番1地先から<br>水海道市大字豊岡町丙304番5地先まで         |           | 最小 9.2          |               |               |
| 水海道市大字坂手町字籠場<br>2873番2地先から<br>水海道市大字豊岡町丙3843番2地先まで | 新 (B)+(C) | 最大 83.0         | 151           |               |
| 水海道市大字坂手町字籠場<br>2873番2地先から<br>水海道市大字豊岡町丙304番5地先まで  |           | 最小 31.0         |               |               |
| 水海道市大字坂手町字籠場<br>2873番2地先から<br>水海道市大字豊岡町丙3843番2地先まで | 新 (B)+(C) | 最大 26.0         | 1,212         | バイパス<br>区間の延伸 |
| 水海道市大字坂手町字籠場<br>2873番2地先から<br>水海道市大字豊岡町丙304番5地先まで  |           | 最小 9.2          |               |               |
| 水海道市大字坂手町字籠場<br>2873番2地先から<br>水海道市大字豊岡町丙304番5地先まで  | 新 (B)+(C) | 最大 83.0         | 1,113         |               |
| 水海道市大字豊岡町丙304番5地先まで                                |           | 最小 12.5         |               |               |

## 茨城県告示第1397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年12月27日

茨城県知事職務代理者

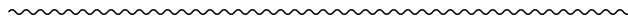
茨城県副知事 角 田 芳 夫

- 1 路線名 県道 下関河内小生瀬線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字高柴字杭下1329番1地先から



久慈郡大子町大字高柴字杭下1393番 1 地先まで

3 供用開始の期日 平成13年12月27日



**茨城県告示第1398号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、平成13年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
 平成13年12月27日

茨城県知事職務代理者  
 茨城県副知事 角 田 芳 夫

- 1 路 線 名 一般国道 349号
- 2 供用開始の区間 久慈郡里美村大字小中61番 3 地先から  
久慈郡里美村大字小妻622番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成13年12月27日

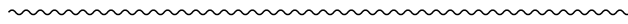


**茨城県告示第1399号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、平成13年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
 平成13年12月27日

茨城県知事職務代理者  
 茨城県副知事 角 田 芳 夫

- 1 路 線 名 県道 北茨城大子線
- 2 供用開始の区間 久慈郡里美村大字小中54番地先から  
久慈郡里美村大字小中31番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成13年12月27日

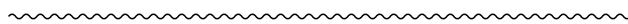


**茨城県告示第1400号**

稲敷郡江戸崎町大字下君山956の 4 番地に事務所を置く小野川沿岸土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17条の規定により公告する。  
 平成13年12月27日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 舩 井 操

| 職 名 | 氏 名     | 変 更 前 の 住 所       | 変 更 後 の 住 所        |
|-----|---------|-------------------|--------------------|
| 監 事 | 墳 本 典 勇 | 東茨城郡茨城町駒渡1084番地 1 | 稲敷郡江戸崎町大字上君山3357番地 |



**茨城県告示第1401号**

茨城県久慈郡金砂郷町大字高柿137番地に事務所を置く金砂郷中部土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成13年12月27日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 高 山 健

## 1 退 任

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     |
|-------------------|-----|---------|
| 久慈郡金砂郷町大字上利員117番地 | 理 事 | 茅 根 直 之 |
| 〃 〃 大字中利員2095番地   | 〃   | 川 俣 正 明 |
| 〃 〃 〃 2395番地      | 〃   | 梶 間 孝   |
| 〃 〃 大字下利員650番地の1  | 〃   | 古 徳 進   |
| 〃 〃 大字箕495番地      | 〃   | 木 村 一 之 |
| 〃 〃 大字竹合647番地の2   | 〃   | 海老根 一 郎 |
| 〃 〃 大字高柿536番地     | 〃   | 荻 津 勇   |
| 〃 〃 大字大方1211番地    | 〃   | 關 一 男   |
| 〃 〃 〃 432番地       | 〃   | 仲 田 功   |
| 〃 〃 大字久米1508番地    | 〃   | 成 井 光一郎 |
| 〃 〃 大字箕767番地      | 監 事 | 鯉 渕 光 晴 |
| 〃 〃 大字竹合249番地     | 〃   | 金 田 悦 男 |

## 2 就 任

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     |
|-------------------|-----|---------|
| 久慈郡金砂郷町大字上利員117番地 | 理 事 | 茅 根 直 之 |
| 〃 〃 大字中利員1627番地   | 〃   | 茅 根 保   |
| 〃 〃 〃 2459番地      | 〃   | 川 又 剛   |
| 〃 〃 大字下利員650番地の1  | 〃   | 古 徳 進   |
| 〃 〃 大字箕495番地      | 〃   | 木 村 一 之 |
| 〃 〃 大字竹合249番地     | 〃   | 金 田 悦 男 |
| 〃 〃 大字高柿528番地     | 〃   | 小 林 勉   |
| 〃 〃 大字大方432番地     | 〃   | 仲 田 功   |
| 〃 〃 〃 1267番地      | 〃   | 廣 木 三 男 |
| 〃 〃 大字久米1508番地    | 〃   | 成 井 光一郎 |
| 〃 〃 大字上利員2325番地   | 監 事 | 金 田 一 夫 |
| 〃 〃 大字竹合750番地の1   | 〃   | 小 林 一 幸 |

## 茨城県告示第1402号

新治郡霞ヶ浦町戸崎804番地の1に事務所を置く戸崎土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成13年12月27日

茨城県土浦土地改良事務所長 石 井 哲 雄

## 1 退 任

| 住 所            | 職 名 | 氏 名     |
|----------------|-----|---------|
| 新治郡霞ヶ浦町戸崎817番地 | 理 事 | 椎 名 松太郎 |
| ” ” ” 994番地の 1 | ”   | 鈴 木 英 男 |
| ” ” ” 736番地    | ”   | 飯 田 喜 雄 |
| ” ” ” 733番地    | ”   | 飯 田 敬 市 |
| ” ” ” 791番地    | ”   | 飯 田 進   |
| ” ” ” 682番地    | ”   | 飯 田 幸 男 |
| ” ” ” 825番地    | ”   | 飯 村 豊   |
| ” ” ” 943番地の 1 | ”   | 塚 本 浩 之 |
| ” ” ” 970番地の 1 | ”   | 木田餘 治 平 |
| ” ” ” 751番地    | ”   | 塚本 清左衛門 |
| ” ” ” 994番地の 2 | ”   | 鈴 木 孝 男 |
| ” ” ” 984番地の 1 | ”   | 松 葉 豊   |
| ” ” ” 833番地    | ”   | 椎 名 和 広 |
| ” ” ” 1614番地   | ”   | 大和田 豊 久 |
| ” ” ” 1105番地   | ”   | 未 栖 孝 一 |
| ” ” ” 1323番地   | ”   | 未 栖 邦 雄 |
| ” ” ” 1190番地   | ”   | 久保田 卓   |
| ” ” ” 1106番地   | ”   | 未 栖 周 造 |
| ” ” ” 1110番地   | ”   | 来 栖 丈 治 |
| ” ” 加茂10番地の 2  | ”   | 塚 本 幸 雄 |
| ” ” 戸崎816番地    | 監 事 | 野 口 國 雄 |
| ” ” ” 749番地    | ”   | 白 鳥 美知雄 |
| ” ” ” 942番地    | ”   | 塚 本 美智子 |
| ” ” ” 1224番地   | ”   | 大 竹 雅 典 |
| ” ” 加茂26番地の 2  | ”   | 飯 島 泉   |

## 2 就 任

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     |
|-------------------|-----|---------|
| 新治郡霞ヶ浦町戸崎994番地の 1 | 監 事 | 鈴 木 英 男 |
| ” ” ” 733番地       | ”   | 飯 田 敬 市 |
| ” ” ” 817番地       | ”   | 椎 名 松太郎 |
| ” ” ” 682番地       | ”   | 飯 田 幸 男 |
| ” ” ” 825番地       | ”   | 飯 村 豊   |
| ” ” ” 943番地の 1    | ”   | 塚 本 浩 之 |
| ” ” ” 833番地       | ”   | 椎 名 和 広 |
| ” ” ” 787番地       | ”   | 小屋野 朗   |
| ” ” ” 998番地の 2    | ”   | 栗 原 宏   |

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     |
|-------------------|-----|---------|
| 新治郡霞ヶ浦町戸崎746番地内 1 | 理 事 | 野 口 積 徳 |
| ” ” ” 815番地       | ”   | 塚 本 正 雄 |
| ” ” ” 753番地       | ”   | 椎 名 行 雄 |
| ” ” ” 752番地       | ”   | 中 根 政 一 |
| ” ” ” 1587番地      | ”   | 伊 坂 薫   |
| ” ” ” 1107番地      | ”   | 羽 成 喜   |
| ” ” ” 1115番地の 2   | ”   | 久保田 利 彦 |
| ” ” ” 1321番地      | ”   | 中 島 文 雄 |
| ” ” ” 963番地       | ”   | 未 栖 豊 正 |
| 土浦市神立東一丁目17番 1 号  | ”   | 久保田 淳 一 |
| 新治郡霞ヶ浦町加茂 1 番地    | ”   | 石 塚 實   |
| ” ” 戸崎816番地       | 監 事 | 野 口 國 雄 |
| ” ” ” 749番地       | ”   | 白 鳥 美知雄 |
| ” ” ” 942番地       | ”   | 塚 本 美智子 |
| ” ” ” 1115番地      | ”   | 飯 嶋 一 郎 |
| ” ” 加茂 9 番地       | ”   | 塚 本 實   |



#### 茨城県告示第1403号

新治郡霞ヶ浦町牛渡365番地に事務所を置く菱木上流土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成13年12月27日

茨城県土浦土地改良事務所長 石 井 哲 雄

#### 1 退 任

| 住 所                | 職 名 | 氏 名     |
|--------------------|-----|---------|
| 新治郡霞ヶ浦町大倉3155番地の 3 | 理 事 | 大久保 恭   |
| ” ” 4444番地         | ”   | 酒 井 一 郎 |
| ” ” 2741番地         | ”   | 林 晋     |
| ” ” 5422番地         | ”   | 狩 野 満 男 |
| ” ” 4880番地         | ”   | 吉 田 文 雄 |
| ” ” 2482番地の 4      | ”   | 古 渡 清 春 |
| ” ” 2260番地の 2      | ”   | 古 渡 健 藏 |
| ” ” 3112番地         | ”   | 長 瀬 清   |
| ” ” 3068番地         | ”   | 漆 野 利 雄 |
| ” ” 3305番地の 1      | ”   | 富 田 信 尚 |
| ” ” 3962番地         | ”   | 山 崎 信 男 |
| ” ” 4277番地         | ”   | 坂 本 得 一 |
| ” ” 4514番地         | ”   | 大 橋 忠 夫 |

| 住 所             | 職 名 | 氏 名     |
|-----------------|-----|---------|
| 新治郡霞ヶ浦町穴倉4904番地 | 理 事 | 富 山 司 欣 |
| ” ” 4875番地      | ”   | 富 山 勝 登 |
| ” ” 5742番地の1    | ”   | 圓城寺 泰 喜 |
| ” ” 6087番地の1    | ”   | 土 屋 雄   |
| ” ” 5812番地      | ”   | 酒 井 誠   |
| ” ” 6150番地の31   | ”   | 野 村 幸 雄 |
| ” ” 1544番地      | 監 事 | 大久保 晴 信 |
| ” ” 4007番地      | ”   | 酒 井 幸 彦 |
| ” ” 4871番地      | ”   | 根 食 忠 夫 |
| ” ” 5717番地の1    | ”   | 酒 井 康   |

## 2 就 任

| 住 所               | 職 名 | 氏 名       |
|-------------------|-----|-----------|
| 新治郡霞ヶ浦町穴倉3155番地の3 | 理 事 | 大久保 恭     |
| ” ” 4875番地        | ”   | 富 山 勝 登   |
| ” ” 3112番地        | ”   | 長 瀬 清     |
| ” ” 4904番地        | ”   | 富 山 司 欣   |
| ” ” 3305番地の1      | ”   | 富 田 信 尚   |
| ” ” 2674番地        | ”   | 林 元 子     |
| ” ” 2735番地        | ”   | 林 英 子     |
| ” ” 2580番地        | ”   | 古 渡 勝     |
| ” ” 3068番地        | ”   | 漆 野 利 雄   |
| ” ” 4017番地        | ”   | 坂 富 士 夫   |
| ” ” 4447番地        | ”   | 圓城寺 功 一   |
| ” ” 4465番地        | ”   | 圓城寺 一 夫   |
| ” ” 4495番地の1      | ”   | 酒 井 保     |
| ” ” 4880番地        | ”   | 吉 田 文 雄   |
| ” ” 4876番地        | ”   | 松 延 信 夫   |
| ” ” 5742番地の1      | ”   | 圓城寺 泰 喜   |
| ” ” 6014番地        | ”   | 狩 野 毅 士 郎 |
| ” ” 5447番地        | ”   | 圓城寺 孝     |
| ” ” 5792番地        | ”   | 山 田 幸 男   |
| ” ” 6150番地の31     | ”   | 野 村 幸 雄   |
| ” ” 1544番地        | 監 事 | 大久保 晴 信   |
| ” ” 4558番地        | ”   | 圓城寺 和 則   |
| ” ” 4871番地        | ”   | 根 食 忠 夫   |
| ” ” 5890番地        | ”   | 酒 井 勲     |

~~~~~

## 茨城県告示第1404号

稲敷郡美浦村大字受領1515番地に事務所を置く木原土地改良区から次のとおり役員が就任した旨土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成13年12月27日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 舛 井 操

就 任

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     |
|-------------------|-----|---------|
| 稲敷郡美浦村大字木原594番地 1 | 理 事 | 葉 梨 衛   |
| ” ” ” 536番地       | ”   | 葉 野 忠   |
| ” ” ” 500番地       | ”   | 林 秀 雄   |
| ” ” ” 591番地       | ”   | 羽 成 孝   |
| ” ” ” 592番地       | ”   | 羽 成 邦 夫 |
| ” ” ” 1570番地      | ”   | 松 葉 英 夫 |
| ” ” ” 1764番地      | ”   | 登 坂 勇 雄 |
| ” ” ” 515番地       | ”   | 林 勉     |
| ” ” ” 390番地 1     | ”   | 吉 田 孝 夫 |
| ” ” 大字郷中1919番地    | ”   | 宮 本 市 郎 |
| ” ” 大字木原760番地     | 監 事 | 堀 越 高 作 |
| ” ” ” 466番地       | ”   | 宮 本 典 昌 |
| ” ” ” 596番地 1     | ”   | 塚 本 悟   |
| ” ” ” 526番地       | ”   | 竹 内 守   |
| ” ” 大字大須賀津186番地 2 | ”   | 唐 澤 近   |

## 茨城県告示第1405号

鹿島郡銚田町新銚田 2 - 6 - 3 に事務所を置く銚田南部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成13年12月27日

茨城県銚田土地改良事務所長 由 田 展 也

退 任

| 住 所             | 職 名 | 氏 名     |
|-----------------|-----|---------|
| 鹿島郡銚田町大字安塚600番地 | 理 事 | 河 野 松 男 |

## 公 告

●平成13年度茨城県農薬管理指導士養成研修及び認定試験の実施

茨城県農薬管理指導士認定事業実施要項（昭和63年 3 月 3 日茨城県告示第302号）第 6 条の規定に基づき平成13年度農薬管理指導士養成研修及び認定試験を実施するので、公告する。

平成13年12月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角 田 芳 夫

平成13年度農薬管理指導士養成研修及び認定試験を次により実施する。

- 1 研修及び試験の区分 農薬管理指導士養成研修及び認定試験
- 2 研修及び試験の期日 (1) 養成研修 平成14年2月20日（水）及び2月21日（木）  
(2) 認定試験 平成14年2月21日（木）
- 3 研修及び試験の場所 茨城県庁行政棟 901共用会議室 9階  
水戸市笠原町978番6
- 4 受講及び受験資格  
満20歳以上の農薬取扱業者等（農薬販売業者若しくは防除業者またはそれらの従業員）で、その業務に2年以上従事しており、毒物及び劇物取締法第7条で規定する毒物劇物取扱責任者（「一般」または「農業用品目」）の資格を有し、かつ勤務する事務所の所在地が茨城県内にある者。
- 5 研修・試験科目及び内容  
別紙のとおりとする。
- 6 受講及び受験手続
  - (1) 受講及び受験申請書等の交付  
ア 受講及び受験申請書等の用紙は、茨城県農林水産部農産課で交付する。  
イ 受講及び受験申請書等の用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表に「農薬管理指導士受講・受験申請書請求」と朱書きし、190円切手を貼付した宛名明記の封筒（角2）と同封すること。
  - (2) 受講及び受験申請書等の提出  
受講・受験申請書（様式第1号）に最近6ヶ月以内に撮影された写真（正面向き、上半身、無帽で、縦4cm、横3cmの大きさの写真の裏に氏名を明記したもの）を所定の箇所に貼り、添付書類とともに茨城県農林水産部農産課生産環境担当宛て直接提出するか、または郵送すること。
  - (3) 添付書類  
受講・受験申請書には、次の書類を添付すること。  
ア 履歴書（様式第2号）  
イ 毒物劇物取扱責任者の資格を有することを証する書類の写し  
ウ 実務経験年数証明書及び在職証明書（様式第3号）
  - (4) 受講・受験手数料  
研修に使用するテキストの費用は、研修受講者の実費負担（1,800円）とする。
- 7 受講・受験申請書の受付期間等
  - (1) 受付期間  
平成13年12月21日（金）から平成14年2月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祭日を除く）で必着とする。
  - (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時まで
- 8 受講・受験申請書提出先  
水戸市笠原町978番地6（郵便番号310-8555）  
茨城県農林水産部農産課生産環境担当  
（郵送の場合は、封筒に「農薬管理指導士受講・受験申請書在中」と朱書きすること。）

## 9 受講・受験票の交付

受講の受付時に配布する。

## 10 合格者の公表

合格者の氏名を試験施行後 1 月以内に、茨城県農林水産部農産課及び茨城県病虫害防除所に掲示するとともに、合格者に「農薬管理指導士認定証」を交付する。

## 11 研修及び受験についての問い合わせ

研修及び受験についての問い合わせは、水戸市笠原町978番 6 茨城県農林水産部農産課生産環境担当（電話029-301-3931）に行うこと。



別紙

研修科目及び内容

| 期 日            | 種 類  | 内 容                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------|------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                |      | 科 目                                                                | 研 修 等 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 平成14年<br>2月20日 | 養成研修 | 1 植物防疫一般<br>① 植物防疫行政<br>② 関係法令<br>③ 農薬管理指導士の任務                     | ① 植物防疫行政及び農薬行政に関する知識<br>② 農薬取締法に基づく農薬取扱業者等が遵守すべき事項等<br>③ 毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に関して遵守すべき事項等<br>④ 農薬の安全対策における農薬管理指導士の位置づけ、農薬管理指導士の果たすべき役割及び遵守すべき事項等                                                                                                                                          |
| 平成14年<br>2月21日 |      | 2 農薬一般<br>3 病虫害及び雑草防除等<br>4 農薬の安全性評価及び各種基準<br>5 農薬の安全使用<br>危害防止対策等 | ① 病虫害及び雑草の種類並びに農薬の使用方法等に関する知識<br>② 農薬の散布技術、防除機等に関する知識<br>① 農薬の安全評価の方法に関する知識<br>② 農薬の残留基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識<br>③ 農薬の安全使用基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識<br>① 散布作業者に対する安全性の確保（使用上の注意事項の遵守）に関する知識<br>② 農産物の安全性の確保（農薬の安全使用基準等の遵守）に関する知識<br>③ 環境に対する安全性の確保に関する知識<br>④ 農薬の保管管理に関する知識<br>⑤ 農薬の散布保護装備（防除衣、保護マスク、保護メガネ等）に関する知識 |
|                | 認定試験 | 同 上                                                                | 養成研修終了後、農薬の取扱いに必要な知識を有しているかどうかを判定するために実施する。（研修修了者対象）                                                                                                                                                                                                                                                       |

様式第 1 号

受講・受験番号

※

農薬管理指導士養成研修，認定試験受講・受験申請書

平成 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

写真添付  
最近 6 箇月以内  
に撮影した正面  
向，上半身，無  
帽で，縦 4 cm，  
横 3 cm の大き  
さの写真

住 所

電話番号

氏 名

㊞

生年月日

茨城県農薬管理指導士

〔 養成研修 〕  
〔 認定試験 〕

を受講・受験したいので，下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 履歴書
- 2 毒物劇物取扱責任者の資格を有することを証する書類の写し
- 3 実務経験年数証明書及び在職証明書

## 申 請 上 の 注 意

## (1) 記入上の注意

- 1 黒いボールペンを用いて、わかりやすく記入して下さい。
- 2 ※欄以外は、すべて記入して下さい。
- 3 必ず、押印して下さい。
- 4 写真の裏面に氏名を記入してから、貼り付けして下さい。

## (2) 添付書類

- 1 履歴書
- 2 毒物劇物取扱責任者の資格を有することを証する書類の写し  
(毒物劇物取扱者試験(「一般」又は「農薬品目」)の合格証の写し、薬剤師免許証の写し、または厚生労働省で定める学校で応用化学に関する学課を修了したことを証する書類「卒業証明書」)
- 3 実務経験年数証明書及び在職証明書
- 4 全国農業協同組合連合会会長が認定した「防除指導員」または全国農薬協同組合連合会会長が認定した「農薬安全コンサルタント」の資格を有している者にとっては、これを証する書類の写し

様式第 2 号

## 履 歴 書

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| ふりがな  |                            |
| 氏 名   | Ⓜ<br>大・昭 年 月 日生            |
| 本 籍 地 |                            |
| 現 住 所 | TEL ( )                    |
| 年 月 日 | 学 歴 ・ 職 歴 ・ 賞 罰            |
|       |                            |
|       |                            |
|       |                            |
|       |                            |
|       |                            |
|       |                            |
| 年 月 日 | 毒物劇物取扱責任者の取得・農薬関連の受講等の受講歴等 |
|       |                            |
|       |                            |
|       |                            |
|       |                            |

(注) 学歴は、最終学歴（卒業学科まで）を記入する。

様式第 3 号

## 実務経験年数証明書及び在職証明書

## 【実務経験年数証明欄】

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、 年 月 日から 年 カ月間、農薬販売業務（防除業務）に従事している  
（いた）ことを証明します。

平成 年 月 日

勤務先所在地

勤務先名称

勤務先代表者名

㊟

## 【在職証明欄】

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、現在（ 年 カ月間）、農薬販売業務（防除業務）に従事していることを証明しま  
す。

平成 年 月 日

勤務先所在地

勤務先名称

勤務先代表者名

㊟

- (注) 1 該当しない従事業務（農薬販売業務又は防除業務）等のいずれか一方を ——（二重線）で消す。  
2 【実務経験年数証明欄】で、現在、業務に従事し、2年以上経験年数がある場合は、【在職証明欄】  
は記入を要しない。  
3 在職証明書として使用する場合は、【在職証明欄】のみ記入する。

●常陸那珂港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、常陸那珂港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成13年12月27日

常陸那珂港港湾管理者 茨城県

代表者 茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角 田 芳 夫

1 港湾計画の変更の概要

平成11年6月10日茨城県報第1064号によりその概要を公告した常陸那珂港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

係留施設計画

岸壁

| 地区名 | 公共用又は専用の別 | 水深（メートル） | バース数（延長） | 用 途    |
|-----|-----------|----------|----------|--------|
| 北ふ頭 | 公 共 用     | 14.0     | 1（330m）  | コンテナ船用 |
|     |           | 12.0     | 1（230m）  | コンテナ船用 |

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

水戸市笠原町978番6 茨城県土木部港湾課

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)